

東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画

令和3年2月（改訂）

東久留米市

計画の改訂について

「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」では、学童保育所における①安定的な事業の継続と②延長育成の実施との2つの課題に対して、直営による対応では困難であるため、民間活力の導入により対応することを目指すとしました。また、この方針を踏まえ、学童保育所への民間活力の導入に向けた具体的な行動計画として、本計画を令和元年8月に策定しました。こうした中、令和2年4月からは、第六小学校区の金山学童保育所及び第九小学校区のくぬぎ第一・第二学童保育所に民間活力を導入しています。

一方で、令和2年度施政方針で示したとおり、学童保育事業への民間活力の導入について、業務委託による運営状況や学童保育を取り巻く状況を考慮しながら、拡大等の検討を行うために、令和2年度からの学童保育所への民間活力導入の振り返りを行ったところ、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」で掲げた課題の解消には至っていないこと、民間活力を導入した学童保育所では業務委託の初年度から適切かつ利用者満足度の高い育成支援を行えていることが明らかとなりました。

については、学童保育所を運営するにあたっての課題解消に向けて、更なる学童保育所への民間活力の導入についての具体的な考え方を示すため、本計画を改訂します。

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 2

第2章 民間活力の導入について

- 1 民間活力の導入に向けた基本的な考え方 2
- 2 民間活力の導入計画 3
- 3 業務委託内容 5
- 4 延長育成料 8

第3章 令和2年度からの学童保育所への民間活力導入の振り返りについて

- 1 安定的な事業の継続からの振り返り 9
- 2 延長育成の実施からの振り返り 10
- 3 事業者選定からの振り返り 10
- 4 引継業務からの振り返り 11
- 5 利用者満足度からの振り返り 12

別紙1 「放課後児童支援員の国基準の資格要件」 13

別紙2 「学童保育所の延長育成等に関するアンケート調査集計結果」 14

別紙3 「学童保育所利用者アンケート（令和2年度）集計結果」 22

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成30年11月に庁内プロジェクトチームより、本市における学童保育所と放課後子供教室の運営体制について、事業拡大も踏まえた上での、事業のより効果的・効率的な運営案にかかる市長への報告が行われました。同報告では、学童保育事業における新たな運営案として、安定的な事業の継続性を確保しながら、利用する児童の保護者から求められている延長育成を実施するためには、民間活力の導入が考えられるとしています。この報告を受け、平成31年度施政方針に基づき、令和元年6月に「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」を示し、学童保育を利用する保護者への説明やパブリックコメントを行った上で、同年8月に「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」を策定しました。この方針では、民間活力の導入により、安定的な事業の継続と延長育成の実施という課題への対応として民間活力の導入や、放課後児童支援員の資格要件の見直しなどが示されています。

こうした運営方針を踏まえ、学童保育所への民間活力の導入に向けた具体的な行動計画を示す「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画（以下、「本計画」といいます。）」を策定しました。

本計画を策定するにあたっては、次の事項を基本的な考え方としています。

- ①放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下、「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下、同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業であること。
- ②放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブ（学童保育）は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めること。
- ③放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブ（学童保育）は、学校や地域のような社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うこと。

2 計画の位置付け

本計画は、「東久留米市財政健全経営計画（実行プラン）」に示された「学童保育所と放課後子供教室の運営体制の確立」を具現化するとともに、「今後の東久留米市立学童保育所

の運営方針」に基づく実施計画として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度までとし、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

第2章 民間活力の導入について

1 民間活力の導入に向けた基本的な考え方

市立学童保育所の運営を担う会計年度任用職員（専門職）の採用をめぐるのは、労働力不足などを背景に、今後も困難な状況が見込まれるなか、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということ、また、利用者から一定のニーズがある延長育成の実施に至っていないという課題にどのように対応していくかが問われています。

この課題の解決に向けては、担い手の確保が難しいこともあり、直営による対応が困難な状況です。そのため、民間活力を導入することで、事業者の多様な人材確保策の中で、民間のノウハウを活かした人員体制が整えられ、安定的な事業の継続及び延長育成の実施という課題に対応することができます。

民間活力を導入するにあたっては、学童保育所の施設管理や学童保育所費の徴収を引き続き市が行っていく方針であることから、業務委託の方式をとります。

委託事業者の選定は、公募型プロポーザルにより行います。地方公共団体における物品又は役務の調達には、原則として競争入札により行うこととされています。しかし、専門性が高い調査業務などを委託する場合には、単に価格が安い事業者等と契約したのでは、期待した結果が得られない可能性もあります。プロポーザル方式は、こうした場合に複数の事業者等から対象の業務に対する新たな発想や課題の解決方法などについて提案書の提出を求め、これを実績、専門性、技術力、創造性等価格以外の要素も含めて審査することにより、委託業務等の履行に最も適した契約の相手方を特定する方式です。これにより特定した事業者等と協議・調整の上で仕様書を作成し、随意契約を締結していくこととなります。

事業者を選定する過程において、学童保育所の運営実績、財務状況、職員の育成・教育及び研修体制などを厳正に審査し、学童保育の質の担保をしていきます。

事業者選定にあたっては、庁内に審査委員会を設置し、委員には外部の学識経験者等を委員に加え、審査を行います。

なお、複数校で導入する業務委託は、複数の学童保育所を同一の事業者が運営することによって、スケールメリットによるコストの削減が見込めることから、同一の事業者によ

るものとします。運営にあたっては、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位として、おおむね40人ごとに2人の放課後児童支援員を配置するものとします。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができます。また、幅広い人材の活用の観点から、国の基準に合わせた資格要件（別紙1参照）を適用します。

事業者の選定においては、厚生労働省が示す「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、事業者から研修計画について提案を求め、研修計画や研修内容を考慮して選定を行います。

また、研修の実施状況については、提出された研修計画の履行状況について確認していきます。このような取り組みをとおして、研修の充実を図り、民間事業者の職員の資質向上に努めていきます。

引継ぎには、施設の責任者となる職員などが、2月より勤務予定の学童保育所に来て行きます。引継ぎの内容は、学童保育所の年間行事予定・月間予定の確認、平日・土曜日・学校休業日の1日の流れの確認、災害時・緊急時の対応や避難経路の確認、施設・設備の日常の安全点検についての確認、学校などの関係機関との連携及び状況共有体制の確認、育成日誌・育成記録や報告書等の書類作成についての確認などを行います。3月においても施設の責任者となる職員などが引継ぎを行いながら、月の後半には、4月から勤務することとなる職員が、勤務予定の学童保育所に赴き、児童との顔合わせを行います。このように、現行の運営状況を確認する機会を設けながら、民間のノウハウも活かした業務の引継ぎを行っていきます。

2 民間活力の導入計画

(1) 民間活力の導入実績

令和2年4月から第六小学校区の金山学童保育所、第九小学校区のくぬぎ第一・第二学童保育所に民間活力を導入しました。

(2) 新たに民間活力を導入する時期について

令和4年4月

業務委託の契約期間については、最初の民間活力の導入にあたっては3年間としましたが、「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」に関する学童保護者説明会において、一部の保護者から3年という短期で事業者が変わる可能性があることに対する不安の声がありました。また、市としても事業の安定性や事業期間についてのスケールメリットをもたらすことから、安定的に長期間において育成支援を行えるように、今回

の民間活力の導入からは契約期間を5年間とします。

(3) 導入校区・学童保育所について

- ・第一小学校区 前沢第一・第二学童保育所
- ・第十小学校区 柳窪第一・第二学童保育所
- ・本村小学校区 本村学童保育所

平成29年度から令和元年度の3年間において、平均すると1年あたり9名の退職者がいるなかで、職員の採用が困難な状況が継続しています。過去3年間の退職者の状況から今後5年間では45名の退職者が発生すると推測しており、その半数は新たな民間活力の導入により対応することとします。このような、退職者の状況を考慮して、導入校区・学童保育所については3校区5学童保育所において民間活力を導入して対応していきます。

新たに民間活力を導入する3校区の選定にあたっては、令和3年4月入所一次申請において、所舎及び特別教室の定員に対して、申請者の充足率が高い学童保育所においては、待機児童が生じる可能性があることから、充足率が低い学童保育所から順に選定を行いました。

その結果、第一小学校区の前沢第一・第二学童保育所（充足率72%）、第十小学校区の柳窪第一・第二学童保育所（充足率63%）及び本村小学校区の本村学童保育所（充足率44%）を選定し、業務委託を行うこととしました。今回選定した学童保育所では、過去のアンケート調査（別紙2参照）の結果から延長育成へのニーズも一定あるものと認識しております。

なお、その他の学童保育所への対応については、引き続き、業務委託による運営状況や学童保育を取り巻く状況を考慮しながら業務委託の拡大等について検討していきます。

(4) 業務委託経費について

業務委託経費については、5年間の業務委託を想定しており、3校区の合計額で令和4年度から令和8年度の5年間で4億9,350万円と見込んでいます。

業務委託を行う3校区における、光熱費など引き続き市の経費となるものを除いた現行運営費は、令和元年度決算額に令和2年度より第十小学校で特別教室等を借し運用している経費を含めた金額6,897万2千円で、これをベースに5年間でみると、3億4,486万円になります。これに、現行運営費では発生していなかった会計年度任用職員制度の導入に伴う期末手当の支給額相当分を含めると、令和4年度が8,290万2千円で、令和4年度から令和8年度の5年間で4億1,451万円となる見込みです。

また、現行の体制で延長育成を実施するには、会計年度任用職員（専門職）5名を配置しなければならないことから、その人件費は、令和4年度が1,689万8千円、令和4年度から令和8年度の5年間で8,449万円が必要になります。これらの経費をすべて

合算すると5年間で4億9,900万円となる見込みであります。

(参考) 財政シミュレーション

(単位：千円)

年 度	現行運営経費 に基づく額	会計年度任用 職員制度増額 分を含めた額	延長育成実施に係 る増額分を 含めた額 A	業務委託経費 B	比較額 B - A
令和4年度	68,972	82,902	99,800	98,700	△1,100
令和4年度 ～ 令和8年度 5年間計	344,860	414,510	499,000	493,500	△5,500

※現行運営費とは、令和元年度決算額に令和2年度より第十小学校で特別教室等を借用し運用している経費を含めた金額をいう。

※令和4年度の業務委託経費については、5年間分の見込み額に基づいて、各年度に割り振ったものです。

3 業務委託内容

(1) 施設概要

・前沢第一・第二学童保育所

受け入れ可能児童数（定員を超える場合あり）

前沢第一学童保育所所舎 定員70名

前沢第二学童保育所所舎 定員30名

・柳窪第一・第二学童保育所

受け入れ可能児童数（定員を超える場合あり）

柳窪第一額度保育所所舎 定員50名

柳窪第二学童保育所所舎 定員30名

特別教室等 定員30名

・本村学童保育所

受け入れ可能児童数（定員を超える場合あり）

本村学童保育所所舎 定員60名

(2) 育成時間

・登校日（平日／月曜から金曜日） 下校時～午後6時

・学校休業日

（小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等） 午前8時15分～午後6時

（土曜日） 午前8時15分～午後4時15分

(3) 延長育成時間

- ・登校日（平日／月曜から金曜日） 午後6時～午後7時
- ・学校休業日
（小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等 午後6時～午後7時
（土曜日） 午後4時15分～午後6時

(4) 休業日

日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日の年末年始および市長が特に必要と認めた日

(5) 業務委託の概要

業務委託においては、関係法令、放課後児童クラブ運営指針、東久留米市学童保育所運営マニュアル等に基づいて、下記の業務を行います。

- ・児童への対応
 - ①児童来所前の準備及び児童の来所から帰宅までの育成支援に関すること
児童来所前の活動場所の清掃・点検・整備、活動場所の環境の点検・整備
 - ②児童の遊び及び生活指導、健康管理及び安全確保に関すること
遊具や教材の点検・整備、児童の体調不良・緊急時の保護者への連絡、遊びや生活全般についての共有ルールの周知、児童の遊びの援助・指導、児童の遊びにおける体調管理及び安全確保
 - ③教材の提供に関すること
教材の購入・提供、遊び方等の共有ルールの周知
 - ④児童名簿等、個人情報の適正な管理に関すること
個人情報の適正管理、取得した情報の適正管理
 - ⑤関連機関との連携に関すること
虐待や養育、発達障害支援等の課題の発見、市への報告・相談、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携
 - ⑥児童及び児童の家庭状況等の把握に関すること
児童の個別状況（来所時間・帰宅時間、健康状態、アレルギー、配慮点、兄弟・友達関係、家庭状況、緊急連絡先、保護者要望等）の把握・対応
 - ⑦特別な支援が必要な児童に関すること
児童の遊び、生活指導、健康管理及び安全確保に関する必要な対応
 - ⑧おやつ提供に関すること
おやつの購入・提供、食育指導、アレルギー対応の実施、水分補給のための飲み

- 物の提供、食品・食器等の衛生的管理
- ⑨児童出欠表の作成及び報告、出欠及び入退室時間の管理に関すること
 - 出席の確認、出欠表の作成・管理、来所時間・帰宅時間の管理
- ・保護者への対応
 - ①保護者への情報提供に関すること
 - おたより等による必要な情報提供、支援サービスに関する情報提供
 - ②新規利用者に対する説明に関すること
 - 資料作成、利用方法の説明、新年度利用開始保護者に対する対応
 - ③保護者からの相談に関すること
 - 保護者からの相談対応、市への報告・相談、関係機関へのつなぎ
 - ④保護者との関係づくりに関すること
 - 行事等への参加・協力依頼
 - ⑤保護者との連絡に関すること
 - 連絡帳の確認、必要事項の記載
 - ⑥個人面談に関すること
 - 個人面談の実施、面談内容の記録、市への報告
 - ⑦保護者会に関すること
 - 保護者会の開催及び記録作成
 - ⑧父母会に関すること
 - 父母会との情報交換、連携
- ・行事・活動
 - ①行事の企画及び実施に関すること
 - 学童行事の企画・実施、進行管理
- ・関連機関との連携
 - ①学校との連絡、調整、連携に関すること
 - 地震、災害時における連携、学校行事の見学、必要に応じた情報交換
 - ②関連機関との連携に関すること
 - 子ども家庭支援センター等との情報交換・連携
- ・危機管理
 - ①日常的施設運営に関すること
 - 児童の活動場所の日常点検の実施、破損等不具合を発見した場合の市への連絡、応急措置、施設の施錠管理
 - ②事故・事件等の発生に対する事前対策
 - 不審者情報の提供・收受、必要な注意喚起、救急薬品の点検・補充管理、医療機

関等の把握、防災・防犯訓練の計画及び実施、近隣や地域の把握

③事故・災害発生後の対応

事故発生時の保護者・市への連絡、応急処置、医療機関への受診、保護者対応、保険等の手続きに関すること、保護者への迎えの要請、市、警察、消防等関連機関への通報、事故報告書の作成、市への提出、光化学スモッグ発生時の対応、災害や事件発生時等の見守り

・その他

①おたより等の発行に関すること

学童のおたよりの作成・発行・配布

②市の職員との連絡、調整及び情報提供に関すること

市との情報交換の実施

③環境負荷の軽減に関すること

光熱水費・紙等の使用節制、リサイクル品の活用

④日常清掃業務等、施設の衛生管理に関すること

学童保育所内外、トイレ等の清掃、廃棄物の適切な処理

⑤備品に関すること

学童保育所の備品の適切な管理

⑥市への業務報告及び提出に関すること

業務日誌の作成・提出、月間業務報告書の作成・提出、職員月間勤務計画の作成・提出、鍵の管理、使用責任者・借用書の提出

4 延長育成料

延長育成料については、今後の東久留米市立学童保育所の運営方針に基づき、他市における実施状況なども考慮した上で、次の表のとおりとします。

区 分	金額（利用者1人につき）
月 額	2,000円
日 額（1回）	400円

多摩26市において延長育成を実施している22市の実施状況は、月額2,000円と定める市が最も多くあることから、月額については、2,000円とします。日額については、月額2,000円と定める市の平均が約400円であることから、400円とします。なお、本市においては、平日と土曜日の延長育成の時間が異なりますが、日額は、1日（1回）単位で400円の設定となります。

また、減免については、学童保育所費の減免と同様に適用します。

(参考 延長育成料の減免)

区 分	減免後の1人あたりの延長育成料		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割額のみ課税世帯	月額 660 円 日額 130 円	月額 330 円 日額 60 円	免除
上記以外の課税世帯	月額 2,000 円 日額 400 円	月額 1,000 円 日額 200 円	免除

第3章 令和2年度からの学童保育所への民間活力導入の振り返りについて

1 安定的な事業の継続からの振り返り

安定的な事業の継続からの振り返りについては、①民間活力を導入した学童保育所の職員の配置体制及び緊急時の柔軟な人員体制、②直営の学童保育所職員の募集への応募状況の視点から振り返りを行いました。

民間活力を導入した学童保育所職員の配置体制については、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき適切な体制が組み立てられていることに加え、育成支援の内容等に鑑み、必要に応じて当該条例で定める基準を上回る職員シフトを組む等の柔軟な対応が図られました。民間活力を導入した学童保育所では、こうした体制により日々の運営を行っていましたが、育成支援中の事故やケガの発生等といった点において、直営の学童保育所と比較して突出することはなく、安全面についても十分確保されていました。また、緊急時の柔軟な人員体制として、新型コロナウイルス感染症防止に伴う小学校の臨時休業の際に、学童保育所は一日育成の運営としましたが、その対応の決定から開始までの時間が非常に短かった中、受託事業者において、一日育成に対応できる人員体制を確保し、支障なく育成支援が行われました。

一方で、直営の学童保育所職員募集への応募状況については、令和2年度においても、待機児童に対応するための特別教室の借用に伴う会計年度任用職員（専門職）の募集を行いました。応募者が少なかった上に条件等が折り合わなかったことから任用に至らず、結果として学童保育所入所申込者の申請取り下げによって待機児童が解消された状況でありました。令和2年度から学童保育所への民間活力を導入しましたが、初年度からこのような状況が発生したことを踏まえれば、現下の情勢においても職員の採用が困難な状況が継続しており、安定的な事業の継続という課題の解消には至っていないものと考えています。

2 延長育成の実施からの振り返り

延長育成の実施からの振り返りについては、①延長育成の登録者数の実績、②学童保育所利用者アンケート（令和2年度）結果の視点から振り返りを行いました。

民間活力の導入に伴い、金山学童保育所及びくぬぎ第一・第二学童保育所では、令和2年4月より延長育成を実施しています。延長育成の登録者数は、令和2年10月時点で、金山学童保育所が24名、くぬぎ第一学童保育所が8名、くぬぎ第二学童保育所が5名となっており、それぞれの在籍児童数に対する延長育成の登録者数の割合は、約32%、約15%、約9%となります。

また、学童保育所利用者アンケート（令和2年度）では、「延長育成には満足していますか。」との問いに対し、回答者のうち「満足している」及び「どちらといえば満足している」をあわせて約94%であり、利用者の延長育成のニーズ、質には十分対応できている結果となりました。また、「延長育成の時間は十分であると思いますか。」との問いに対しても、回答者のうち「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」をあわせて約90%であり、延長育成の時間に関しても利用者のニーズに応えている結果となりました。

今回、民間活力を導入した学童保育所では、利用者から一定のニーズのある延長育成の実施に応えることができましたが、入所できる学童保育所は小学校の通学区域によるため、市全体で見れば、課題解消に向けた取り組みの道半ばにあるものと考えています。

3 事業者選定からの振り返り

事業者選定からの振り返りについては、①事業者選定過程、②民間事業者による運営のノウハウを生かした様々な企画提案の実施、③事業者選定時の学童保育の質の確保の視点から振り返りを行いました。

委託事業者の選定は、公募型プロポーザルにより実施し、東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で審査を行いました。事業者選定過程は下記のとおりとなります。

◎事業者選定過程

令和元年10月 東久留米市立学童保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要領配布

令和元年11月 第一次審査（書類審査）

令和元年11月 第二次審査（プレゼンテーション審査）

令和元年11月 審査結果通知書発出

令和元年12月 受託事業者と業務委託契約を締結

民間事業者による運営のノウハウを生かした様々な企画提案の実施の点では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、職員と児童の健康と安全を守るために、新しい生活様式に即した学童保育所の運営を行う必要があり、企画提案時とは状況が異なっていることから、その内容どおり実施することが難しい状況下ではありますが、新型コロナウイルス感染症への対応を十分しながらスポーツ指導員によるスポーツプログラムを実施するという、民間事業者による運営のノウハウを活かした新たな取り組みも行われています。

また、学童保育の質の確保については、事業者選定過程で、学童保育所の運営実績、財務状況、職員の育成・教育及び研修体制、運営体制等を企画提案させ、審査委員会でその内容を審査することで学童保育所の質を確保しています。なお、こうした企画提案の内容は、令和2年4月からの運営においても毎月、事業者から提出される月行事計画表及び行事の実施状況表で確認しています。また、希望者に個人面談を実施するなど、児童や保護者に対してきめ細かな状況の把握を行い、学童保育の質の向上に努めています。

以上のことから、令和元年度中に行った翌年4月からの民間活力の導入に向けた事業者選定時の提案等は、適切に運営に反映されているものと考えています。

4 引継業務からの振り返り

引継業務からの振り返りについては、①引継ぎの実施状況、②民間事業者による引継ぎの内容を踏まえた運営、③学童保育所利用者アンケート（令和2年度）結果の視点から振り返りを行いました。

引継業務につきましては、令和2年1月に受託事業者と引継業務委託契約を締結し、令和2年2月～3月の2か月間で実施しました。主な内容としては、「面接」、「育成内容」、「年間行事予定」、「月間予定」、「一日の育成の流れ」、「災害時・緊急時の対応や避難経路」、「施設設備の安全点検」、「学校及び関係機関との連携、情報共有体制」、「危機管理」、「個人情報に関すること」、「保護者への対応」、「事務関係」及び「育成日誌・育成記録や報告書等の書類作成」等について引継ぎを行いました。特に、「令和2年度入所申請に関する面接の立ち合い」を引継業務に含めたことにより、事前に新規の入所児童や保護者との顔合わせができ、令和2年4月からの業務委託がスムーズに行われた要因となっています。

また、市、学校及び関係機関等と適宜連携を取りながら、引継業務により引継いだ内容を踏まえた育成支援が行われており、民間活力の導入後においても大きな支障なく運営が図られています。

次に、学童保育所利用者アンケート（令和2年度）結果では、今年度からの学童保育所の運営委託に際し、「昨年度と比較して支障を感じることはありませんか。」との問いに対し、回答者のうち「そう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」が約74%でありました。また、「事業者への引き継ぎはしっかりされていると思いますか。」との問いに対

し、回答者のうち「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」が80%でありました。アンケート結果からすれば、多くの方が昨年度と比較して運営に支障はなく、引継ぎはしつかりされていると感じていることが見て取れました。

これらを踏まえれば、引継業務は適切に行われ、民間活力導入後の円滑な運営に効果をもたらしたものと考えています。

5 利用者満足度からの振り返り

利用者満足度からの振り返りについては、学童保育所利用者アンケート（令和2年度）結果から振り返りを行いました。

アンケートにおいて、「学童保育所を利用して満足していますか。」との問いに対して、「満足している」「どちらかといえば満足している」との回答の割合が97.6%。また、「お子様は学童保育所に楽しく通えていると思いますか。」との問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答の割合が93.7%ありました。これらのことから、初年度ながらも、多くの利用者の方に、民間活力を導入した学童保育所における育成支援に満足いただいている状況であると考えております。

なお、アンケート結果については、委託事業者に提供し、学童保育所の運営における質の向上につなげていきます。

別紙1

放課後児童支援員の国基準の資格要件

- ①保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
- ②社会福祉士の資格を有する者
- ③学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ④教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- ⑤学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの
- ⑩五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの